

伊勢市障害福祉サービス等事業所安定運営支援金（令和5年度後期分）交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、原油価格や物価高騰の影響を受けながらも、サービスの安定的な提供を継続している障害福祉サービス等事業所を支援することにより、原油価格や物価高騰による障害福祉サービス等の提供に対する影響を軽減するとともに、利用者負担の増加を防ぐため、予算の範囲内で伊勢市障害福祉サービス等事業所安定運営支援金（令和5年度後期分）（以下「支援金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において「障害福祉サービス等事業所」とは、次に掲げる事業を行う事業所であって、現に事業を実施しているもの（事業を休止し、又は法令に基づき事業の停止処分を受けているものを除く。）をいう。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービス事業
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第18項に規定する一般相談支援事業又は特定相談支援事業
- (3) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援事業
- (4) 児童福祉法第6条の2の2第7項に規定する障害児相談支援事業
（支援金の交付）

第3条 市長は、次条に規定する者に支援金を交付することができる。

（交付対象者）

第4条 支援金の交付の対象となる者は、次の各号に掲げる要件の全てを

満たす障害福祉サービス等事業所の事業者とする。

- (1) 支援金の交付の申請に係る事業所が市内にあること。
- (2) その事業所の運営に原油価格や物価高騰の影響を受けていること。
- (3) 令和5年10月1日（令和5年10月2日以降に事業を開始した場合は、当該日）から申請日までの間で、障害福祉サービス等を提供した実績があること。

（支援金の額）

第5条 支援金の額は、事業所ごとに別表に定めるところにより算定して得た額の合計額とし、その額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

（支援金の交付についての適用除外）

第6条 伊勢市介護サービス等事業所安定運営支援金（令和5年度後期分）交付要綱（令和5年12月21日施行）の規定による伊勢市介護サービス等事業所安定運営支援金（令和5年度後期分）（同要綱別表に規定する訪問系の事業に係るものに限る。）の交付を受けている事業所については、この要綱（訪問系の事業に係る支援金に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

（支援金の交付申請）

第7条 支援金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、伊勢市障害福祉サービス等事業所安定運営支援金（令和5年度後期分）交付申請書（総括表）（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業所別申請額一覧（様式第2号）
- (2) 事業所別個票（様式第3号）
- (3) 誓約書（様式第4号）
- (4) 請求書（様式第5号）

(5) その事業所の運営に原油価格や物価高騰の影響を受けていることが分かる書類

2 前項の規定による申請は、令和6年3月8日までに行わなければならない。

(交付の決定等)

第8条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、交付することを決定したときは、その旨を申請者に通知し、支援金を交付する。

(支援金の返還)

第9条 市長は、支援金の交付を受けた者が偽りその他不正の手段により支援金の交付を受けた場合又は第4条第1号若しくは第2号の要件を満たさなくなったと認められるときその他支援金を交付することが適当でないと認められる場合は、支援金の全部又は一部を返還させることができる。

(報告等)

第10条 市長は、必要があると認めたときは、支援金の交付を受けた者に対し、必要な事項について報告を求めることができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年12月20日から施行する。

別表（第5条関係）

1 令和5年10月1日から令和5年12月31日までの期間

| 区分 | 事業の種類 | 支援金の額 |
|-----|--------------|-------------------|
| 入所系 | 短期入所、施設入所支援、 | (1) 電気料金 550円に定員を |

| | | |
|-----|--|--|
| | 共同生活援助 | <p>乗じて得た額に月数を乗じて得た額</p> <p>(2) ガス料金 80円に定員を乗じて得た額に月数を乗じて得た額</p> <p>(3) 食材料費 1,600円に定員を乗じて得た額に月数を乗じて得た額</p> <p>(4) ガソリン代 250円に保有車両（賃貸借契約を締結して使用する車両を含む。以下同じ。）の台数を乗じて得た額に月数を乗じて得た額</p> |
| 通所系 | 療養介護、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、児童発達支援、放課後等デイサービス | <p>(1) 電気料金 350円に定員を乗じて得た額に月数を乗じて得た額</p> <p>(2) ガス料金 55円に定員を乗じて得た額に月数を乗じて得た額</p> <p>(3) ガソリン代 600円に保有車両の台数を乗じて得た額に月数を乗じて得た額</p> |
| 訪問系 | 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、自立生活援助、保育所等訪問支援、計画相談支援、地域移 | <p>(1) 電気料金 4,050円に月数を乗じて得た額</p> <p>(2) ガス料金 600円に月数を乗じて得た額</p> |

| | | |
|--|---------------------------|---|
| | 行支援、地域定着支援、障害児相談支援、就労定着支援 | (3) ガソリン代 250円に保有車両の台数を乗じて得た額に月数を乗じて得た額 |
|--|---------------------------|---|

2 令和6年1月1日から令和6年3月31日までの期間

| 区分 | 事業の種類 | 支援金の額 |
|-----|--|---|
| 入所系 | 短期入所、施設入所支援、共同生活援助 | (1) 電気料金 300円に定員を乗じて得た額に月数を乗じて得た額 (2) ガス料金 60円に定員を乗じて得た額に月数を乗じて得た額 (3) 食材料費 2,150円に定員を乗じて得た額に月数を乗じて得た額 (4) ガソリン代 300円に保有車両の台数を乗じて得た額に月数を乗じて得た額 |
| 通所系 | 療養介護、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、児童発達支援、放課後等デイサービス | (1) 電気料金 200円に定員を乗じて得た額に月数を乗じて得た額 (2) ガス料金 40円に定員を乗じて得た額に月数を乗じて得た額 (3) ガソリン代 800円に保有車両の台数を乗じて得た額に |

| | | 月数を乗じて得た額 |
|-----|---|---|
| 訪問系 | 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、自立生活援助、保育所等訪問支援、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、障害児相談支援、就労定着支援 | (1) 電気料金 2,300円に月数を乗じて得た額 (2) ガス料金 450円に月数を乗じて得た額 (3) ガソリン代 300円に保有車両の台数を乗じて得た額に月数を乗じて得た額 |

備考

- これらの表に規定する入所系又は通所系の事業及び伊勢市介護サービス等事業所安定運営支援金（令和5年度後期分）交付要綱別表に規定する入所系又は通所系の事業を同一の事業者により一体的に運営されている場合については、ガソリン代に係る支援金は、保有車両の使用頻度の最も高い事業所に対して、当該事業所に係る支援金の額を算定する。
- これらの表に規定する訪問系の事業のうち2以上の事業が、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、当該事業所は、一の障害福祉サービス等事業所とみなし、当該事業所に係る支援金の額を算定する。
- これらの表において、月数は、令和5年10月から令和6年3月までの事業を行う月数とし、令和5年10月2日以降に事業を開始した事業所については、事業開始日の属する月の翌月（事業開始日が1日の場合は、当月）から令和6年3月までの月数とする。
- これらの表において、定員及び保有車両の台数は、令和5年10月1日（令和5年10月2日以降に事業を開始した場合は、当該日）における定員及び保有車両の台数とする。